

令和3(2021)年度 法人共同生活援助事業 事業計画

「障がいのある方たち（入居者）が安心して本人主体の生活を送る」ことを支援するために、「分かりやすさ」「安心」「自立に向けた個別支援」「安定した運営」をキーワードに各事業所の特色を最大限活かしながら運営する。

また今年は一昨年未から世界的に流行したコロナ感染症について感染防止や対応に最大限配慮して業務を行う。

1 分かりやすい安心できる運営・しくみ

(1) 担当国会議にて情報共有、問題検討

- ・適切有効に実施する（事前に議題や資料提出・周知）
- ・担当者以外の職員の育成（会議、研修への計画的参加）

(2) 職員の働き方及び体制整備

- ・正職員はホームのコーディネーター的な業務を中心とし、直接支援はできる限り有期契約職員による体制整備を図る。
- ・有期契約職員の募集、採用は継続的に推進する。
- ・べにしだについては入所をホームに転換していく方向性に鑑み、入所支援も含めた職員の夜間勤務体制の統合を連携しながら試行する。

(3) 管理者、主任、サビ管担当者等のホーム巡回による現場状況把握の徹底

(4) 世話人新人研修の実施

(5) 世話人基礎研修の実施 ※虐待、権利擁護に関して

(6) 計画に基づいた建物修繕及び環境整備等の実施

2 本人主体の個別支援

(1) 本人のニーズや自立（エンパワメント）に基づいた計画になっているか再点検

(2) 個別支援計画（モニタリング）を期限までに作成、実施、提出

(3) 管理者（主任、主任格、サビ管）が把握

(4) 計画に基づく支援の具現化（年間計画策定）及びそれに伴うモニタリングの実施

3 365日開所にむけての対応と体制

(1) 体制整備推進（職員体制、勤務体制、緊急対応、環境整備）

(2) 有期契約職員（常勤）職員等の確保（ホーム見学会の機会等を活用）

(3) 啓発、周知、職員スキルアップ並びに資格取得（見学会の実施、サービス管理責任者研修、強度行動障害支援者養成研修及び吸痰吸引等研修等への参加）

(4) 医療、余暇、週末の過ごし方を中心とした入居者基本情報の把握と調整

(5) 本人にとっての生活拠点化（週末利用）の推進

(6) 今後の後見制度等本人の生活（要望、希望、予定）の聞き取り（今後、毎年）

4 その他

(1) 制度把握・活用のための的確な情報収集

(2) グループホーム学会研修会への参加と近隣視察研修の実施

(3) 感染症（及び災害対策）のマニュアルの見直しと情報収集の実施